

マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

平成28年1月から、マイナンバー制度が開始します！

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始します。

マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12桁）が指定され、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13桁）が指定されます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成27年10月以降、各市区町村からお客さま宛てに通知されます。

個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てずに厳重に保管してください。

法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

当金庫からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。

当金庫においても、お客さまとの取引にあたって、個人番号・法人番号をご提供いただく場合がございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、個人番号は、法令で定められた手続き以外に利用することはありません。

マイナンバー制度に関するご照会は、内閣府「マイナンバーコールセンター」（TEL:0570-20-0178）にお問い合わせください。

マイナンバー制度を悪用した詐欺行為にご注意ください！
不審な電話がありましたら、当金庫または警察にご連絡ください。



青木信用金庫